

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 蔵の街課

許認可等の内容		伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可
根拠法令等及び条項		栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例第5条、第6条、第7条
	参考事項	栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第7条、 栃木市嘉右衛門伝統的建造物群保存地区保存計画
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市伝統的建造物群保存地区保存条例抜粋</p> <p>第5条 市長及び教育委員会は、第4条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準（市長にあっては、第8号に定める基準）に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が 当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p> <p>(7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その</p>	

他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しく支障を及ぼすおそれがないものであること。

国の機関等に関する特例について

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

適用除外について

第7条 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものについては、第4条第1項の規定は適用しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。